

事務連絡
令和3年2月2日

各都道府県森林整備保全事業担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

令和2年度第3次補正予算等の執行に係る工事の入札・契約手続き等の円滑な実施について

このことについて、別添のとおり林野庁長官から各森林管理局長宛て通知したので、御参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、周知をお願いいたします。

担当：計画課施工企画調整室施工技術班

2 林政政第563号
令和3年2月1日

各森林管理局長 殿

林野庁長官

令和2年度第3次補正予算等の執行に係る工事の入札・契約手続等の円滑な実施について

このことについて、大臣官房参事官（経理）から別添写しのとおり通知があったので、お知らせする。

本件については、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成に配慮しつつ、本通知に基づき、迅速かつ着実な執行に努められたい。

特に、本通知の記4のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底や当該対策に係る費用を上乗せする等の柔軟な契約変更の徹底等を実施されたい。

また、本通知の記1の（3）において、指名競争入札方式を実施できるのは、同入札方式の活用により事業執行の迅速化や効率化に大きな効果が見込まれる工事に限られているところであり、同入札方式を適用する場合においては、林野庁本庁と事前に調整の上、適切に対処されたい。

なお、貴管下関係機関に対しては、貴職から通知願いたい。

（担当：林政課会計経理第1班支出負担行為第2係 内線 6009）

林野庁長官 殿

大臣官房参事官（経理）

令和 2 年度第 3 次補正予算等の執行に係る工事の入札・契約手続等の
円滑な実施について

先般、閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づく「令和 2 年度第 3 次補正予算」が 1 月 28 日に成立し、所要の予算が追加されたところである。

防災・減災、国土強靱化の推進等を内容とした令和 2 年度第 3 次補正予算による追加事業を含めた今後の当省所管事業の執行に係る工事の入札・契約等について、下記の事項に十分留意し、早期かつ円滑な執行に努められたい。

なお、貴管下の地方支分部局の長への通知については、貴職から願います。

記

1 工事の入札・契約手続の効率化等

- (1) 工事の入札・契約手続の実施に当たっては、一層の透明性及び競争性の確保に努めるとともに、事業に早期に着手できるよう、総合評価落札方式における提出資料の簡素化や技術審査・評価業務の効率化の徹底により、手続に要する期間の短縮に努めるなど、入札・契約手続の効率化を図ること。
- (2) 事業の発注は、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模で行うこと。
- (3) 一般競争入札方式の実施、拡大等に取り組んでいるところであるが、指名競争入札方式の活用により事業執行の迅速化や効率化に大きな効果が見込まれる工事については、指名競争入札方式により実施しても差し支えないこと。
特に、災害復旧工事においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 7 条第 1 項第 3 号の規定、「発注関係事務の運用に関する指針」（公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ。令和 2 年 1 月 30 日改正）に基づき、緊急度等を勘案し、入札契約方式を適切に選択すること等により、早期の復旧に努めること。
- (4) 工事の種類・現場条件等を考慮した概算数量発注等の積極的な活用を図ること。

2 適切な工事発注

(1) 工事の発注に当たっては、ダンピング受注の防止徹底、最新の労務単価の適用等による適正な価格による契約及び地域の実情等に応じた資材等の地域外からの調達に係る適切な支払を推進すること。

また、工事の円滑な施工を確保するため、地域企業の活用にも配慮しつつ、適切な規模での発注等による建設技術者等の効率的な活用に資する措置の実施を図るとともに、「工期に関する基準」（令和2年7月20日中央建設業審議会決定）等を踏まえた適切な工期の設定、翌債等の繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。

さらに、ICTの活用や二次製品の活用等により、生産性の向上に努めること。これらの取組により、建設業における働き方改革を推進すること。

(2) 地域建設業経営強化融資制度等に関する債権譲渡承認事務の迅速化、工事検査及び支払事務の迅速化に努めるとともに、下請業者に対する請負代金の金額の設定及びその支払が適正に行われるよう、建設業法（昭和24年法律第100号）等の関係規定の遵守を請負業者に徹底すること。

3 中小建設業者の受注機会の確保

令和2年10月2日に閣議決定された「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」等の趣旨を踏まえ、地域企業の活用にも配慮しつつ、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

また、建設労働力・建設資材の需給・価格動向の的確な把握に努めるとともに、できるだけ建設労働力・建設資材の不足が生じないように、関係機関と密接に連絡・調整する等事態の推移に応じた所要の対策を迅速に講じ、事業の円滑な実施を期すこと。

4 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底や当該対策に係る費用を上乗せする等の柔軟な契約変更の徹底を行うなど、必要な措置を適切に実施すること。